

3 地域中小企業の経営基盤の強化

①地域力連携拠点による中小企業支援

本会は、20年度より東北経済産業局の地域力連携拠点として採択され、コーディネーター（中小企業診断士等）3名を配置し、組合員である企業さんへ売上高の拡大や利益の確保の支援として訪問相談を実施し、また、相談内容から専門家派遣を実施している。今年はさらに、農商工連携、地域資源活用、新連携等の補助事業の活用を働きかけてゆくこと、食品製造業者と都市圏の販売チャンネルとのマッチング支援を積極的行います。

1) 農商工連携への支援

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、「農商工連携等促進法」に基づく支援メニューの活用支援を行います。

2) 地域資源活用支援

「中小企業地域資源活用促進法」に基づく支援メニューを活用し、県内にある優れた地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した新事業を創出する中小企業並びに中小企業組合の支援を積極的行います。

3) 新連携事業の支援

異分野の中小企業同士が、技術・ノウハウ等の「強み」を有効に組み合わせて、高付加価値の製品・サービスを創出する取り組みについて、活用支援を行います。

4) IT化推進による経営力向上への支援

中小企業のIT活用を促進するためには、中小企業組合が中心になってネットワーク化を図るなど共同で取り組むことがより効率的・効果的であり、中小企業並びに中小企業組合のIT化への取り組みに対して、積極的に支援を行います。

②中小商業・サービス業等の活性化支援

「地域商店街活性化法」に基づく支援策や基本計画を踏まえて商店街組合等が実施する商業活性化のための事業を積極的に支援するとともに、さらに、商店街等にとって新たな販路の拡大、さらには中心市街地の活性化につながる可能性のある、「御用聞き」や「宅配サービス」の管理運営方法の実証事業に取り組みます。

③環境問題等社会要請課題への取り組みに対する支援

地球温暖化問題が国際問題となり、国はもとより、地方自治体等が循環型社会と統合した低炭素社会づくりを進めている。

これら環境問題等社会要請課題への対応については、中小企業個々での対応が迫られているところではありますが、中小企業組合をはじめとする中小企業連携組織を通じて対応することが有効であることが多く、本会では、これら中小企業等の環境問題等社会要請課題への対応、取組みに対して積極的に支援を行うこととします。

④雇用・労働関係事業の強力な推進、教育問題への積極的関与

本会は、雇用・労働対策においても、施策の普及・実施を通じ、中小企業を代表する組織としての重要な役割を果たしています。

本年は、厚生労働省関係の「若者就職支援センター事業」、「地域若者サポートステーション事業」「緊急地域共同就職支援事業」等事業を推進します。